

週休2日工事 森林土木工事（発注者指定型）に関するQ&A
*** 森林土木工事**

Q1) 業務委託は週休2日工事の対象になるのか。

A1 草刈業務等の業務委託は週休2日工事の対象になりません。

Q2) 週休2日工事の対象外となる工事とは

- A2 (1) 災害復旧工事等の緊急を要する工事
(2) 設計金額が400万円以下の工事
(3) 単価契約工事
(4) その他週休2日の確保が困難であると判断される工事

* 建築工事については別途「岡山市建築工事における週休2日工事実施要領」による

Q3) 対象工事を受注し、週休2日工事を達成できなかった場合にペナルティーはあるのか。

A3 週休2日を達成できなかった場合（通期及び月単位）において、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

ただし、工事の積算については、補正なしとして減額変更します。

Q4) 必ず土・日曜日に休まないといけないのか。

A4 原則として土・日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所とすることとしています。
ただし、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、事前に発注者と協議して振替日を設定することができます。

Q5) 祝日、夏期休暇及び年末年始休暇が土・日曜日と重なった場合はどのような扱いになるのか。

A5 祝日は、通常の土・日曜日と同様に扱ってください。また、夏期休暇及び年末年始休暇については、週休2日工事の対象期間から除いてください。

Q6) 振替日はいつでもよいか。

A6 振替日は、作業を行う必要が生じた土・日曜日の前後2週間以内の土・日曜日以外の曜日（国民の祝日、夏期休暇及び年末年始休暇を除く。）に設定してください。

なお、月単位の週休2日の場合は、振替日は前後1週間以内に限りです。（振替日が1週間を超える場合、月単位の週休2日の達成とはなりません。）

Q7) 降雨等による休工日を振替日に設定してもよいか。

A7 降雨等により土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、作業を行う前に発注者と協議して降雨等による休工日を振替日に設定することができます。ただし、振替日は、

作業を行う土・日曜日の前後2週間以内の土・日曜日以外の曜日（国民の祝日、夏期休暇及び年末年始休暇を除く。）に設定してください。

なお、月単位の週休2日の場合は、振替日は前後1週間以内に限ります。（振替日が1週間を超える場合、月単位の週休2日の達成とはなりません。）

Q8) 現場内における災害や事故等で土・日曜日に予定外の作業が発生した場合は、振替日を設定する必要があるのか。

A8 受注者の責によらない事由と判断できる場合は、週休2日の対象日から除きます。従って、振替日の設定は不要です。ただし、作業が発生した事由を速やかに発注者に報告してください。

Q9) 夏期休暇及び年末年始休暇はどのように定めるのか。

A9 夏期休暇及び年末年始休暇は受注者が定めるものとし、施工計画書に併せて提出する「休日等取得計画・実績表」に明示してください。夏期休暇及び年末年始休暇は、週休2日の対象期間に含まれないため、注意をお願いします。

Q10) 週休2日の対象期間とは何か。

A10 (1) 「対象期間」とは、工事着手日（準備期間は含まない）から工事完成日（後片付け期間は含まない）までとし、次の期間は対象期間から除く。

ア 年末年始休暇、夏期休暇

イ 工場製作のみを実施している期間

ウ 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間（工事全体を一時中止している期間を含む）

(2) 「工事着手日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業について、着手する日をいう。

(3) 「工事完成日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完成した日をいう。

Q11) 休日の確認はどのように行うのか。

A11 「休日等取得計画・実績表」に休日の取得実績を記入し、毎月初めに実施工程表に併せて発注者に提出してもらうとともに、取得実績が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等当該現場を完全閉所したことを確認できるものに限る。）を併せて提示してもらい休日の確認を行います。

Q12) 週休2日工事の実施に伴う工期の延長は認められるのか。

A12 現在の工期設定においては、雨天、土・日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇等を見込み設定しており、週休2日工事の実施に伴う工期の延長は原則認められません。なお、天候の不良など受注者の責によらない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、工事請負契約約款第22条の規定により発注者に工期の延長変更を請求することができます。

Q13) どのような場合に設計変更となるのか。

A13 発注時に労務費等、各経費に通期の補正係数を乗じて許容価格を算出しており、対象

